

福生市基本構想(第5期)を策定しました

令和2年度を初年度とする福生市総合計画(第5期)の最上位に位置付けられる、市のまちづくりの目標や都市像などを定めた基本構想が6月議会で可決されました。

基本構想は、市民の代表等14名で構成された基本構想審議会(山下真一会長)の答申を踏まえ、策定したものです。

基本構想を着実に推進するため、今年度中に基本計画を策定し、新たなまちづくりを進めていきます。

基本構想は市役所1階情報コーナー、市ホームページでご覧いただけます。

【問合せ】企画調整課企画調整担当 551・1528

施策の大綱(5つの行動指針)

1「生み出す」

福生市は、まちづくりの行動指針である「生み出す」に沿って、福生市に関わるものが将来にわたり新しいモノ・コトを創り出し、発信し続けられるまちづくりを推進します。

【行動の例示】○活力の元となる地域産業の発展○観光などを通じた他の地域との連携の創出○交流するひとの流れ・にぎわいといった新しい波の創出○人口増加を促すまちの魅力の創造

2「守る」

福生市は、まちづくりの行動指針である「守る」に沿って、福生市に関わるものが愛着と誇りを大事にし、安心して生活できるまちづくりを推進します。

【行動の例示】○安定した生活基盤・環境の整備・保全○一人ひとりが安心して暮らせる社会の実現○歴史・文化・自然環境の継承と保全

3「育てる」

福生市は、まちづくりの行動指針である「育てる」に沿って、福生市に関わるものが成長・発展していけるまちづくりを推進します。

【行動の例示】○妊娠・出産・子育てに対する支援○乳幼児、小中学校の児童・生徒への教育の充実○社会への参画の推進○地域への愛着や誇りの育成

4「豊かにする」

福生市は、まちづくりの行動指針である「豊かにする」に沿って、福生市に関わるひとが日々の暮らしをより良いものとしていけるまちづくりを推進します。

【行動の例示】○高齢者や障害のある方にとっての福祉の充実○文化・芸術、スポーツ、ひととの関わりや出会いの創出といった人生を豊かにする活動の充実○健康寿命を伸ばすようなライフスタイルの充実

5「つなぐ」

福生市は、まちづくりの行動指針である「つなぐ」に沿って、福生市に関わるものが継続してまちを維持・発展していけるまちづくりを推進します。

【行動の例示】○まちづくりに関わるひと・地域をつなぐ環境の整備○地域同士を互いにつなぐ広域連携の展開○持続可能な行財政の運営

福生市基本構想(第5期)概要

基本構想とは、市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像、まちづくりの方向性等を示すものです。

計画期間 令和2年度～令和11年度

基本理念 福生市のまちづくりは、「ひと」、「まち」、「くらし」の3つの視点から進めます。

目指すまちの姿

人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ

福生市に関わる人々が愛情と愛着をもって相互に尊重し、理解し合い、成長しながら、それぞれの生活の中で夢や目標を抱き日々を過ごしていくことで、福生市に多くの可能性と未来をもたらしている様子を表現しています。

▼施策の大綱(5つの行動指針)

人口の減少など、福生市を取り巻く社会環境の変化や多様化する市民ニーズに対応していくためには、一つのまちづくりの分野にこだわらず部門横断的に取り組みを展開することが必要です。

こうした観点から、施策の大綱では、令和11年度までのまちづくりの推進において重要な5つの行動指針として、「生み出す」、「守る」、「育てる」、「豊かにする」、「つなぐ」を設定します。

「市長への手紙」をお寄せください

市民の皆さんの声を市政に反映させていくためのご意見・ご提言を指定の用紙、市ホームページ等からお気軽にお寄せください。

お寄せいただいたご意見等は、個人が特定できないように編集したうえで、市ホームページに掲載させていただきます。

【指定用紙設置場所】市役所、扶桑会館、かえで会館、保健センター、福祉センター、体育館、市民会館、公民館、図書館、児童館、子ども応援館、福東会館

【市ホームページから送る場合】市ホームページ内の「市へのご意見箱」からお送りください。

【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529

「はたらく消防の写生会」優秀作品を展示します

東京消防庁では、一人でも多くの子どもたちに消防の仕事を理解し、防火防災の心を育ててもらうため、毎年「はたらく消防の写生会」を開催しています。

福生市の子どもたちが描いた作品の中から選ばれた優秀作品を、西友福生店で展示します。

【期間】8月10日(土)～18日

「消防ふれあい広場」を開設します!

福生消防署では、福生七夕まつりに伴い、次のとおり「消防ふれあい広場」を開設します。

【日時】8月3日(土)午後1時30分～6時

【場所】福生消防署

【内容】地震体験、防火衣・ミニ防火衣の試着、ミニカー乗車、初期消火訓練、はしご車体験乗車など

【問合せ】福生消防署予防課 ☎552・0119

住所異動の際には必ず14日以内に届出を行ってください

住み始めてから14日以内に転入の届出が必要です。

他の市区町村から転入する場合、転出証明書が必要で、前住所地の市区町村で交付を受けてください。

【海外から転入する場合】パスポートと戸籍謄本および附票または在留カード等が必要で、市外へ転出するときは他の市区町村、あるいは海外へ引っ越しをする方

は、転出の届出が必要で

す。他の市区町村へ転出する場合、届出の際にお渡しする転出証明書を持って新住所地で転入の届出をしてください(海外へ転出の場合は、転出証明書は不要です)。

▼市内で転居したときは

新しい住所に住み始めてから14日以内に転居の届出が必要です。

▼届出に必要なもの

運転免許証等の本人確認書類が必要ですので、持参してください。

▼住所異動の際には次のことにご注意ください

マイナンバーカードおよび住民基本台帳カードは、転出証明書の異動日から14日以内に転入の手続きがで

きなかった場合、継続利用の手続きができなくなりま

すのでご注意ください。例年9月から10月は窓口が混み合います。手続きに時間がかかる場合がありますので、時間に余裕を持って、午後4時30分(水曜日は午後7時30分)までに市役所1階7番総合窓口課窓口へお越しください。【問合せ】総合窓口課 ☎551・1595

納税は 納期内で 元気な福生